

# 一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構

## JCR 名簿 URL 掲載規程

### 第1条(目的)

この規程は、日本カイロプラクティック登録機構（以下「本機構」という）が運営する認定登録カイロプラクター登録名簿（以下「名簿」という）における URL（オフィス URL）リンク掲載の基準及び運用方法を定め、カイロプラクティックの社会的信用維持及び正しい情報提供を目的とする。

### 第2条(掲載対象)

名簿に掲載できる URL（オフィス URL）は、認定登録カイロプラクターが運営する以下のウェブサイトに限る。

- (1) カイロプラクティックオフィス（治療院）またはそれに準ずるサイト
- (2) カイロプラクティックに関連する学術的、教育的内容を提供するサイト

### 第3条(掲載禁止事項)

以下のサイトは、URL リンク掲載の対象外とする。

- カイロプラクティック以外の治療行為（整体、接骨/整骨、マッサージ、鍼灸等）を主たる内容とするサイト
- 個人的な趣味、日記、投資、占いなどカイロプラクティックと無関係の内容を主とするサイト
- 難病、癌などに対して治癒効果を保証する内容を含むサイト
- 誇大広告、虚偽表示、他者誹謗中傷を含むサイト
- 法令に違反する内容や公序良俗に反する内容を含むサイト

### 第4条(掲載審査)

URL リンクの提示は、認定登録カイロプラクター本人が申請時に行うものとする。

- 2 本機構は、掲載申請された URL について前条の基準に従い審査する。
- 3 審査により掲載不適格と判断された場合は、本機構は掲載を拒否または削除することができる。

### 第5条(掲載後の管理)

掲載後に内容が規程に反すると判断された場合、本機構は事前通知の上で URL を削除することができる。

- 2 認定登録カイロプラクターは、常に URL 内容が規程に適合するよう管理する義務を負う。

#### 第6条(附則)

本規程は、2026年3月11日から施行する。

本規程の改定は、本機構理事会の承認をもって行う。